



栃木県公報

平成16年
7月9日(金)
第1578号

目次

告示

土地改良区定款変更の認可.....	755
土地改良区解散の認可.....	756
道路の区域の変更.....	756
道路の供用開始.....	756
都市計画事業計画の変更認可.....	757
同	757
同	758

公告

当せん金付証券の発売.....	758
土地改良区役員の退就任.....	759
土地改良区清算人の退任.....	760
土地区画整理組合理事の就任.....	761
都市計画変更図書の写しの縦覧.....	762
同	762
同	762
同	762
建築基準法に基づく意見の聴取.....	762

内水面漁場管理委員会

こいの持ち出し禁止に係る公共用水面等の範囲.....	763
----------------------------	-----

正誤

第1569号中.....	763
第1574号中.....	763
平成16年号外第44号中.....	763
平成16年号外第62号別冊中.....	763

告示

栃木県告示第392号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成16年7月9日

栃木県知事 福田 昭 夫

土地改良区名	認可年月日
塩山土地改良区	平成16年6月23日
南押原土地改良区	平成16年6月23日

栃木県告示第393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の総会の議決による解散を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成16年7月9日

栃木県知事 福田 昭夫

土地改良区名	認可年月日
豊富土地改良区	平成16年6月30日

(農地計画課)

栃木県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成16年7月9日から同年8月9日まで一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

栃木県知事 福田 昭夫

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮烏山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
10	前A	那須郡烏山町大字神長字治郎内1032-2から 那須郡烏山町大字神長字浪下895-4まで	14.8～29.4	190.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	那須郡烏山町大字神長字治郎内1032-2から 那須郡烏山町大字神長字浪下895-4まで	10.7～29.4	195.0	
	後	那須郡烏山町大字神長字治郎内1032-2から 那須郡烏山町大字神長字浪下895-4まで	14.8～29.8	190.0	

道路の種類 県道

路線名 一般県道 黒磯高久線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
303	前	那須郡那須町大字高久甲470-5から 那須郡那須町大字高久甲566-1まで	12.3～18.3	54.7	
	後	那須郡那須町大字高久甲470-5から 那須郡那須町大字高久甲566-1まで	12.3～23.4	54.7	

栃木県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成16年7月9日から同年8月9日まで一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

栃木県知事 福田 昭夫

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
10	主要地方道 宇都宮烏山線	那須郡烏山町大字神長字八竜神1650-1から 那須郡烏山町大字神長字関下883-1まで	平成16年7月9日
71	一般県道 下岡本上三川線	宇都宮市上桑島町2206-2から 宇都宮市上桑島町846-1まで	平成16年7月9日
303	一般県道 黒磯高久線	那須郡那須町大字高久甲470-5から 那須郡那須町大字高久甲566-1まで	平成16年7月9日

(道路維持課)

栃木県告示第396号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成10年栃木県告示第709号市貝都市計画下水道事業市貝町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成16年7月9日

栃木県知事 福田 昭 夫

- 1 施行者の名称
市貝町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
市貝都市計画下水道事業市貝町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成10年12月1日～平成23年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

栃木県告示第397号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、昭和50年栃木県告示第86号小山栃木都市計画下水道事業栃木公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成16年7月9日

栃木県知事 福田 昭 夫

- 1 施行者の名称
栃木市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小山栃木都市計画下水道事業栃木公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和50年1月31日～平成18年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
昭和50年栃木県告示第86号、昭和54年栃木県告示第522号、昭和60年栃木県告示第219号、昭和61年栃木県告示第694号、昭和63年栃木県告示第621号、平成3年栃木県告示第280号、平成4年栃木県告示第294号、平成8年栃木県告示第137号及び平成13年栃木県告示第13号の事業地のうち、境町字大道地内において事業地を変更し、大字牛久字皂角子戸地内を事業地に加える。
 - (2) 使用の部分
なし

栃木県告示第398号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成元年栃木県告示第891号小山栃木都市計画下水道事業大平町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成16年7月9日

栃木県知事 福田 昭 夫

- 1 施行者の名称
大平町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小山栃木都市計画下水道事業大平町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成元年11月24日～平成19年3月31日
- 4 事業地

(1) 収用の部分

平成元年栃木県告示第891号、平成5年栃木県告示第899号、平成9年栃木県告示第188号、平成10年栃木県告示第209号、平成13年栃木県告示第289号及び平成14年栃木県告示第150号の事業地のうち、大字牛久字臼角子戸地内において事業地を変更し、境町字大道地内を事業地に加える。

(2) 使用の部分

なし

(下水道課)

公 告

当せん金付証券の発売

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、受託を希望する銀行等は、受託申請期限までに申請されたい。

平成16年7月9日

栃木県知事 福田 昭 夫

- 1 名称
第308回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数
13億円、650万通
- 3 証券金額
1枚 200円
- 4 発売期間
平成16年10月13日から同月19日まで
- 5 当せん金品の総額
発売総額に対して 561,600,000円
- 6 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 115,663,275円
- 7 その他発売経費
発売総額に対して 82,940,000円
- 8 受託申請期限
平成16年7月30日
- 9 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

(財政課)

土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年7月9日

栃木県知事 福 田 昭 夫

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退任年月日	就任年月日	
清 算 法 人 中 岡 本 土 地 改 良 区	監 事	杉本 種郎		河内郡河内町大字中岡本349	16.6.24		
	"	岡本 秀夫		" " " 1608	"		
	"	小山 正行		" " 大字東岡本453	"		
猪 倉 土 地 改 良 区	理 事	池田 静		今市市猪倉1649	16.3.28		
	"	渡辺 渡	渡辺 渡	" " 1951	"	16.3.29	
	"	福田 啓一	福田 啓一	" " 1683-1	"	"	
	"	高橋 忠男	高橋 忠男	" " 2437	"	"	
	"	田野井守久	田野井守久	" " 1867-1	"	"	
	"	池田 一夫	池田 一夫	" " 2538-1	"	"	
	"	高橋 英男	高橋 英男	" " 1633	"	"	
	"	高橋 清夫	高橋 清夫	" " 2415	"	"	
	"	高橋 一男	高橋 一男	" " 1442-2	"	"	
	"	神山 逸雄	神山 逸雄	" " 1264	"	"	
	"	尾田 雅弘	尾田 雅弘	" " 1279-2	"	"	
	"	目代 貞雄	目代 貞雄	" " 1610	"	"	
	"		池田 真	" " 1649		"	
	"	監 事	渡辺 隆雄	渡辺 隆雄	" " 1638	16.3.28	"
	"	"	福田 浩一	福田 浩一	" " 1827-2	"	"
"	"	金田 和則	金田 和則	" " 1452-1	"	"	
藤 岡 町 江 川 土 地 改 良 区	理 事	小野 栄一		下都賀郡藤岡町大字赤麻3048-5	16.3.31		
	"	関口 幸雄		" " " 3379-3	"		
	"	関口 展司		" " " 3487	"		
	"	川島 昌		" " " 4564-1	"		
	"	池沢 昭雄		" " " 4486	"		

理 事	藤沼千代次		下都賀郡藤岡町大字赤麻1491	16.3.31	
"	岸本 徳雄		" " " 2841	"	
"	大島 栄次		" " 大字中根1116	"	
"	大島 隆司		" " " 582	"	
"	大島 侑	大島 侑	" " " 1107	"	16.4.1
"		関口 進	" " 大字赤麻3513		"
"		小野 清	" " " 3051		"
"		関口 彰正	" " " 3045		"
"		手呂内政雄	" " " 3042		"
"		前田 克巳	" " " 4493		"
"		藤沼 武雄	" " " 1492		"
"		高際 繁	" " " 1516		"
"		石塚 武	" " 大字中根752		"
"		大島 肇	" " " 1289-1		"
"		大島 正之	" " " 1113		"
"		大橋 清教	" " 大字赤麻4304		"
監 事	関口 晃		" " " 3492	16.3.31	
"	大島 与司		" " 大字中根1065	"	
"	手呂内品治		" " 大字赤麻3033	"	
"		大島 邦夫	" " " 4564-1		16.4.1
"		手呂内 茂	" " " 3031-1		"
"		小野 守也	" " " 3482		"

土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人について退任の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成16年7月9日

栃木県知事 福田 昭 夫

土地改良区名	清算人氏名	住 所	退任年月日
清 算 法 人 本 中 岡	釜 井 傳一郎	河内郡河内町大字中岡本2196番地	16.6.24

土地改良区	釜井 一	河内郡河内町大字中岡本1481番地	16.6.24
	高橋 一郎	" " " 1629番地	"
	岡本 正之	" " " 1603番地	"
	落合 善二	" " " 1059番地	"
	須藤 貢	" " " 1060番地	"
	小森 常市	" " " 2416番地	"
	落合 彦重	" " " 735番地	"
	玉生 武夫	" " " 276番地	"
	玉生 登	" " " 687番地	"
	丸谷 和平	" " 大字東岡本126番地	"
	阿久津 竹男	" " " 307番地	"
	小森 鶴吉	" " " 678番地	"
	小山 勝雄	" " " 576番地	"
	小森 要一郎	" " " 677番地	"

(農地計画課)

土地区画整理組合理事の就任

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事について就任した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成16年7月9日

栃木県知事 福田 昭夫

土地区画整理組合名	氏 名	住 所	届出年月日
益子町七井第1土地区画整理組合	押久保 多喜雄	芳賀郡益子町大字大沢1716番地	平成16年6月22日
	野澤 進	芳賀郡益子町大字大沢1742番地	
	岩崎 孝司	芳賀郡益子町大字七井18番地	
	岩崎 利郎	芳賀郡益子町大字七井3番地	
	橋本 銑司	芳賀郡益子町大字大沢179番地	
	佐藤 忠雄	芳賀郡益子町大字大沢966番地	
	小堀 勲	芳賀郡益子町大字大沢1272番地	
	三村 正雄	芳賀郡益子町大字大沢1259番地2	
	清水 正喜	芳賀郡益子町大字北中957番地	

都市計画変更図書の写しの縦覧

栃木市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成16年7月1日に変更した、小山栃木都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成16年7月9日

栃木県知事 福田 昭 夫

都市計画変更図書の写しの縦覧

栃木市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成16年7月1日に変更した、小山栃木都市計画下水道の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成16年7月9日

栃木県知事 福田 昭 夫

都市計画変更図書の写しの縦覧

大平町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成16年7月1日に変更した、小山栃木都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成16年7月9日

栃木県知事 福田 昭 夫

都市計画変更図書の写しの縦覧

大平町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成16年7月1日に変更した、小山栃木都市計画下水道の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成16年7月9日

栃木県知事 福田 昭 夫

(都市計画課)

建築基準法に基づく意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第14項の規定により公告する。

なお、利害関係を有する者は、出席されたい。

平成16年7月9日

栃木県知事 福田 昭 夫

1 許可しようとする建築物の建築の計画

(1) 建築主

住所 今市市今市287

氏名 有限会社稲葉屋鉄工所 代表取締役 大橋 一夫

(2) 敷地の位置

今市市今市字西裏286-12、 - 13、 - 15の各一部

(3) 建築物の用途

工場

2 意見の聴取の期日

平成16年7月14日（水）午後1時30分から

3 意見の聴取の場所

今市市小倉町分庁舎2階会議室

今市市今市268番地12

(建築課)

内水面漁場管理委員会

栃木県内水面漁場管理委員会告示第5号

こいの持ち出しの禁止(平成16年栃木県内水面漁場管理委員会告示第2号)に基づき、こいの持ち出しを禁止する公共用水面等の範囲を次のとおり定める。

平成16年7月9日

栃木県内水面漁場管理委員会

会長 岩 崎 義 一

釜川(釜川橋上流端から田川合流点までの区間に限る。)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
第1569号	615	下から2	寺崎 行男 寺崎 行男	寺崎 行男 寺崎 行男
	616	5	山崎 廣幸	山崎 廣幸
		9	菊地 敬治 菊地 敬治	菊池 敬治 菊池 敬治
第1574号	724	22	16.5.31	16.3.31
平成16年 号 外 第44号	4	2	紙田十川紙	紙中紙紙I 叩
		3	紙田十川紙 証紙 紙十 紙田「紙田十川紙(証紙の回線) の」 紙紙。	証紙
平成16年 号 外 第62号 別 冊	表紙	3	当初予算	決算

毎週火・金曜日発行

(当日が休日に当たるときはその翌日)

発行人

栃 木 県
郵便番号320-8501 宇都宮市埴田1丁目1番20号

印刷所

新日本印刷株式会社
郵便番号320-0831 宇都宮市新町1丁目7番3号
購読料1カ月2,900円(消費税、地方消費税及び送料を含む。)